

川崎市伴走支援型経営改善資金要綱

(令和3年2月22日市長決裁2川経融第250号)

(目的)

第1条 この要綱は、国が全国統一制度として定めた伴走支援型特別保証制度を活用し、川崎市中小企業融資制度要綱第4節経営安定資金の一つとして、新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換え需要並びに事業再構築等の事業好転及び災害の影響を受けた事業の再建の契機となり得るような前向きな取組みに対する資金需要等に応えることで、中小企業者（川崎市中小企業融資制度要綱第2条第1項にかかわらず中小企業信用保険法第2条第1項に規定されているもの。以下「中小企業者」という。）の資金繰りの円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、もって当該中小企業者の経営の安定や収益力改善を図ることを目的とする。

(申込者資格要件)

第2条 次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画(以下「計画」という。)を策定した中小企業者。

- (1) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること(注1)
- (2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること(注1)
- (3) 次のア又はイ(ア)から(カ)のいずれかに該当すること(注1)(注2)
 - ア 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること
 - イ(ア) 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
 - (イ) 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
 - (ウ) 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
 - (エ) 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
 - (オ) 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
 - (カ) 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
- (4) 激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと(注1)

(申込方法)

第3条 申込方法は、金融機関経由保証に限る。

(保証限度額及び保証形式)

第4条 保証限度額及び保証形式は以下のとおりとする。

- (1) 保証限度額 1億円。
- (2) 保証形式 個別保証とする。

(保証割合)

第5条 第2条(1)及び(4)については、100%(全部保証)。第2条(2)及び(3)については、申込金融機関の選択した責任共有制度(責任共有制度要綱(平成18・9・12中庁第2号)に定める制度をいう。)の方式によるものとする。ただし、責任共有制度の対象除外となる既往借入金(平成19年9月30日以前に信用保証協会が保証申込受け付けした保証であって保証割合が100%保証の保証を含む。)を第2条(2)又は(3)で借り換える場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。)については、責任共有制度の対象除外とする。

(対象資金)

第6条 第2条(1)及び(2)については、経営の安定に必要な事業資金とする。第2条(3)については、事業資金とする。第2条(4)については、事業の再建に必要な事業資金とする。

(取扱金融機関)

第7条 取扱金融機関は、川崎市中小企業融資制度要綱別表第1に定める金融機関とする。

(貸付形式)

第8条 貸付形式は、証書貸付又は手形貸付とする。

(返済方法)

第9条 返済方法は、一括返済又は分割返済とする。

(保証期間)

第10条 保証期間は次のとおりとする。

- (1) 一括返済の場合1年以内とする。
- (2) 分割返済の場合10年以内(据置期間は5年以内)とする。

(信用保証料及び信用保証料補助)

第11条 中小企業者が負担する信用保証料は、保証協会が個別中小企業者の定性要因等を加味し決定する(1)及び(2)の各表に定める①から⑨までの区分に応じて、借入金額に対し特別保証料率を適用することとする。また、信用保証料補助については、借入金額に対し、(1)及び(2)の各表の国補助率欄に掲げる率に相当する額を国が補助し、市補助率欄に掲げる率に相当する額を市が補助するものとする。第2条(3)について、責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し次の表2に定める料率を、また、責任共有制度の対象除外の場合は、借入金額に対し次の表3に定める料率をそれぞれ適用することとする。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、川崎市中小企業融資制度要綱第10条第2項の規定にかかわらず

ず、国及び市の補助の対象外とする。また、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、同表⑤区分の料率及び補助率を適用する。

(1) 通常料率

表1 第2条(1)、(2)及び(4)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	0.85								
国補助料率(%)	0.65								
特別保証料率(%)	0.20								

表2 第2条(3)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国補助料率(%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
特別保証料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

表3 第2条(3)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
国補助料率(%)	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30
特別保証料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

ただし、次の各期間に対応するものについては、それぞれの保証料率を適用するものとする。

ア 令和4年7月1日から令和4年9月30日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和5年1月31日までに融資実行されたものについては、以下のとおりとする。

表1 第2条(1)及び(2)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	0.85								
国補助料率(%)	0.65								
市補助料率(%)	0.20								
特別保証料率(%)	0.00								

表2 第2条(3)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国補助料率(%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
市補助料率(%)	0.23	0.20	0.17	0.14	0.12	0.10	0.08	0.06	0.04
特別保証料率(%)	0.92	0.80	0.68	0.56	0.48	0.40	0.32	0.24	0.16

イ 令和4年10月1日から保証申込を受け付けたもので、かつ令和5年1月31日までに融資実行されたものについては、以下のとおりとする。

表1 第2条(1)及び(2)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	0.85								
国補助料率(%)	0.65								
市補助料率(%)	0.20								
特別保証料率(%)	0.00								

表2 第2条(3)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国補助料率(%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
市補助料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
特別保証料率(%)	0.00								

ウ 令和5年1月10日から保証申込を受け付けたもので、かつ令和5年1月31日までに融資実行されたものについては、以下のとおりとする。

表1 第2条(1)及び(2)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	0.85								
国補助料率(%)	0.65								
市補助料率(%)	0.20								
特別保証料率(%)	0.00								

表2 第2条(3)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国補助料率(%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
市補助料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
特別保証料率(%)	0.00								

表3 第2条(3)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
国補助料率(%)	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30
市補助料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
特別保証料率(%)	0.00								

エ 令和5年1月10日から保証申込を受け付けたもので、かつ令和5年2月1日以降に融資実行されたものについては、以下のとおりとする。ただし、保証申込を令和5年1月9日以前に受け付けたもので、かつ令和5年2月1日以降に融資実行されたものについては、表1及び表2のみを適用する。

表1 第2条(1)、(2)及び(4)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	0.85								
国補助料率(%)	0.65								
市補助料率(%)	0.10								
特別保証料率(%)	0.10								

表2 第2条(3)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国補助料率(%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
市補助料率(%)	0.23	0.20	0.17	0.14	0.12	0.10	0.08	0.06	0.04
特別保証料率(%)	0.92	0.80	0.68	0.56	0.48	0.40	0.32	0.24	0.16

表3 第2条(3)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
国補助料率(%)	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30
市補助料率(%)	0.23	0.20	0.17	0.14	0.12	0.10	0.08	0.06	0.04
特別保証料率(%)	0.92	0.80	0.68	0.56	0.48	0.40	0.32	0.24	0.16

(2) 経営者保証免除対応(以下「免除対応」という。)(注3)適用の場合

第2条(1)、(2)及び(4)について、借入金額に対し次の表1に定める料率を、第2条(3)について、責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し次の表2に定める料率を、また責任共有制度の対象除外の場合は、借入金額に対し次の表3に定める料率をそれぞれ適用することとする。

表1 第2条(1)、(2)及び(4)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.05								
国補助料率(%)	0.85								
特別保証料率(%)	0.20								

表2 第2条(3)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
国補助料率(%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
特別保証料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

表3 第2条(3)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90	0.70
国補助料率 (%)	1.25	1.20	1.15	1.10	0.95	0.80	0.70	0.60	0.50
特別保証料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

ただし、次の各期間に対応するものについては、それぞれの保証料率を適用するものとする。

ア 令和4年7月1日から令和4年9月30日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和5年1月31日までに融資実行されたものについては、以下のとおりとする。

表1 第2条(1)及び(2)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	1.05								
国補助料率 (%)	0.85								
市補助料率 (%)	0.20								
特別保証料率(%)	0.00								

表2 第2条(3)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
国補助料率 (%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
市補助料率 (%)	0.23	0.20	0.17	0.14	0.12	0.10	0.08	0.06	0.04
特別保証料率(%)	0.92	0.80	0.68	0.56	0.48	0.40	0.32	0.24	0.16

イ 令和4年10月1日から保証申込を受け付けたもので、かつ令和5年1月31日までに融資実行されたものについては、以下のとおりとする。

表1 第2条(1)及び(2)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	1.05								
国補助料率 (%)	0.85								
市補助料率 (%)	0.20								
特別保証料率(%)	0.00								

表2 第2条(3)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
国補助料率 (%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
市補助料率 (%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
特別保証料率(%)	0.00								

ウ 令和5年1月10日から保証申込を受け付けたもので、かつ令和5年1月31日までに融資実行されたものについては、以下のとおりとする。

表1 第2条(1)及び(2)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	1.05								
国補助料率 (%)	0.85								
市補助料率 (%)	0.20								
特別保証料率 (%)	0.00								

表2 第2条(3)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
国補助料率 (%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
市補助料率 (%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
特別保証料率 (%)	0.00								

表3 第2条(3)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90	0.70
国補助料率 (%)	1.25	1.20	1.15	1.10	0.95	0.80	0.70	0.60	0.50
市補助料率 (%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
特別保証料率 (%)	0.00								

エ 令和5年1月10日から保証申込を受け付けたもので、かつ令和5年2月1日以降に融資実行されたものについては、以下のとおりとする。ただし、保証申込を令和5年1月9日以前に受け付けたもので、かつ令和5年2月1日以降に融資実行されたものについては、表1及び表2のみを適用する。

表1 第2条(1)、(2)及び(4)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	1.05								
国補助料率 (%)	0.85								
市補助料率 (%)	0.10								
特別保証料率 (%)	0.10								

表2 第2条(3)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
国補助料率 (%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
市補助料率 (%)	0.23	0.20	0.17	0.14	0.12	0.10	0.08	0.06	0.04
特別保証料率 (%)	0.92	0.80	0.68	0.56	0.48	0.40	0.32	0.24	0.16

表3 第2条(3)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90	0.70
国補助料率(%)	1.25	1.20	1.15	1.10	0.95	0.80	0.70	0.60	0.50
市補助料率(%)	0.23	0.20	0.17	0.14	0.12	0.10	0.08	0.06	0.04
特別保証料率(%)	0.92	0.80	0.68	0.56	0.48	0.40	0.32	0.24	0.16

- (3) 全国統一制度である「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用する場合
 経済産業省令(中小企業信用保険法施行規則)で規定する要件を満たす融資対象者が、保証料率の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択する場合は、(1)の表に定める料率及び特別保証料率に0.25%または0.45%を上乗せする。

(担保・保証人)

第12条 担保及び保証人は次のとおりとする。

- (1) 担保 必要に応じて徴求することとする。
- (2) 保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。

また、免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。

なお、国の「事業者選択型経営者保証非提供制度」を選択する場合にあっては、国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に定めるとおりとする。

(貸付金利)

第13条 貸付金利は、次のとおりとする。

- (1) 融資期間1年以内 年0.9%以内
- (2) 融資期間3年以内 年1.2%以内
- (3) 融資期間5年以内 年1.4%以内
- (4) 融資期間10年以内 年1.6%以内

(添付資料)

第14条 川崎市信用保証協会所定の申込資料のほか、第2条(1)及び(2)については次の(1)及び(2)の所定の書面を、第2条(3)については次の(2)及び(3)の所定の書面を、第2条(4)については次の(2)及び(4)の所定の書面を添付するものとする。ただし、免除対応を適用する場合にあっては次の(5)の所定の書面を加えて添付するものとする。なお、国の「事業者選択型経営者保証非提供制度」を選択する場合にあっては、国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に定める書面を添付するものとする。

- (1) 保険法第2条第5項第4号又は同条同項第5号の規定による市町村長又は特別区長の認定書

- (2) 経営行動計画書

以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

ア 計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。

イ 申込人の経営に係る現況・課題(原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。)と課題を克服するための取組事項及び目標設定。

- ウ 申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果。
- エ 上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画。
- (3) 以下のいずれかの確認書（第2条（3）の資格要件に対応するもの）
 - ア 売上高減少要件確認書
 - イ 売上高総利益率減少要件確認書
 - ウ 売上高営業利益率減少要件確認書
- (4) 罹災証明書（令和六年能登半島地震による災害に係るものに限る。）
- (5) 経営者保証免除対応確認書

（金融機関の責務及び報告）

第15条 金融機関は次の責務を果たし報告をしなければならない。

- (1) 金融機関は、原則として四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。
- (2) 金融機関は、中小企業者に対し、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。
- (3) 金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況及び財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。なお、同データのうち、業種、従業員数及び財務状況については、信用保証協会を經由して経済産業省に送付するものとする。金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。

（取扱期間）

第16条 本制度の取扱期間は、令和3年4月1日から令和6年6月30日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものとする。ただし、第2条（4）については、上記期間内に信用保証協会が保証申込を受け付けたものであって、当該激甚災害のあった日から当該激甚災害に係る災害関係保証の適用期限までに融資実行されたものとする。

（借換えの特例）

第17条 借換保証制度要綱（平成15年1月31日付け平成15・01・30中庁第1号）の定めにかかわらず、次の保証に係る既往借入金を第2条（1）で借り換えることができるものとする。ただし、次の保証に係る既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。

- ・保険法第12条に規定する経営安定関連保証（同法第2条第5項第5号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）であって、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金

注1：保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。

注2：保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証（いずれも一般分に限る。）に限る。

注3：次の①及び②を満たす場合に、信用保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を

免除することができる。

- ①令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。
- ②直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年8月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年1月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年1月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。また、第11条（3）、第12条（2）なお書き及び第14条のなお書きは、令和6年3月15日から施行する。